



平成 27 年 5 月 12 日

会社名 株式会社 滋賀銀行  
代表者名 取締役頭取 大道良夫  
(コード番号 8366 東証第1部)  
問合せ先 総合企画部長 北川正義  
(TEL. 077-521-2200)

## 執行役員制度導入に関するお知らせ

当行は、平成 27 年 5 月 12 日開催の取締役会において、下記のとおり執行役員制度の導入を決議し、執行役員を内定いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 執行役員制度の目的

- (1) 経営の意思決定・監督と業務執行を分離することを通じて、取締役会における経営の意思決定にかかる機能の強化・迅速化を一層図ります。
- (2) 執行役員が業務執行に専念・特化することにより、業務執行にかかる機能の強化・迅速化を図ります。

#### 2. 執行役員制度の概要

- (1) 執行役員は、当行との委任契約に基づき、取締役会が委嘱する業務分担の範囲内で銀行業務を執行します。
- (2) 執行役員の任期は1年間といたします。

#### 3. 導入時期

平成 27 年 6 月 25 日

#### 4. 執行役員人事 (平成 27 年 6 月 25 日開催の取締役会にて就任)

新任執行役員

執行役員 小西哲也 (現 人事部長)

執行役員 中島浩之 (現 総合企画部 ICT 戦略室長兼システム部参与)

以上